

平成23年度 日野市行政評価システム評価結果の確認調書(28事務事業)

事業No.	事務事業の具体的内容	所管課	評価区分	評価			確認調書
				今後の方向性			
				評点	判断	コメント	
1	地区センター管理経費 市民及び市民の各種団体の社会福祉活動を推進し、併せて文化、教養の向上等諸活動の場として、設置された地区センター65館の管理運営を指定管理者制度で行う。利用の受付や鍵の管理等は自治会等と指定管理者間で委託契約を締結し、地域に密着した形で実施している。	地域協働課	市民	10	効率性・有効性を改善	・主管部署は、地区センターの使用状況の実態をモニタリング等により、きめ細かく把握し、統廃合等の諸課題に対応すべきである。 ・現在は1指定管理者により管理運営されているが、指定管理者制度が効率性も含め有効に機能しているかの検証が必要である。 ・継続して稼働率の低い施設等については、地元自治会等との協議のうえ、統廃合が求められる。また、交流センターの配置エリアと重複している地区センターの場合は、交流センターとの統廃合も検討すべきである。	①使用状況実態把握について これまで実績として把握してきた利用件数、人数に加えて、平成22年度の全地区センターの利用状況、利用割合等の調査を実施しました。今後も引き続き調査を実施し、実態を把握するよう努めます。 ②1指定管理者による指定管理者制度が有効に機能しているかについて 1指定管理者で集中管理した方が、全地区センターを同じ視点で状況把握や管理運営ができ、また、管理運営コストが削減できると考えています。今後も、1指定管理者による導入効果として、管理運営コストの削減と指定管理者の工夫によるサービス向上に努めます。 ③統廃合について 地区センターは、それぞれの地区センターごとに利用割合や利用状況など、様々な利用実態がありますが、どの地区センターも地域にとってはなくてはならないコミュニティ施設であると考えています。このため、利用割合が低いからと言っても、その地域の住民にとってはコミュニティ活動の場となっているので、一概に統廃合はできないと考えています。 また、交流センター配置エリア付近の地区センターであっても、利用割合が高い地区センターもあることから、こちらも一概に統廃合することは難しいと考えています。 今後は、交流センター使用料導入検討と併せて、交流センターと地区センターの在り方の整理の検討を行っていきたくと考えています。また、老朽化した地区センターの建替時や大規模修繕時には、利用割合や利用状況等を考慮し、統合化や廃止が必要かどうかの検討をしていきます。
			本部	9	効率性を改善	・利用率の低い施設や地元で貸し出しの管理が出来ていない施設については、地元と調整し、統廃合を検討する。 ・地域によっては、交流センターとの統合についても検討すべきである。	
			所管部署	11	維持・継続	65カ所の地区センターは、地域の身近な活動拠点として設置されており、多くの市民に利用されている。また、自治会等が利用の受付や鍵の管理を行っているため、施設使用料の徴収は難しいと思われる。	
2	交流センター管理経費 市民相互の交流を通してコミュニティの形成を促進し、市民の生涯にわたる学習活動を支援するとともに、文化、スポーツ及びレクリエーションの振興を図るために、設置された交流センター8館の管理運営を指定管理者制度で行う。	地域協働課	市民	9	効率性・有効性を改善	・3指定管理者の導入効果でコスト削減やサービス向上を図る工夫を行うとともに、交流センター間の公平性を考慮し、受益者負担の考え方にに基づき、光熱水道費、消耗品費、機器・備品等の買替費用や受付スタッフ等の人件費等を賄える施設使用料の有料化の導入と効率的な徴収を図ることが求められる。 ・地域によっては、交流センターと地区センターとの統廃合についても検討すべきである。	①3指定管理者の導入効果について 交流センターは、施設の特性を考慮し、効率的に運営ができるように、3指定管理者による管理運営を行っています。指定管理者導入効果として、管理運営コストの削減と指定管理者の工夫によるサービス向上に努めます。 ②受益者負担について 適正な受益者負担を求めるため、全庁的に定める「使用料の算定基準」に基づき、使用料導入に向けた検討をしていきます。 ③統廃合について 交流センター使用料導入検討と併せて交流センターと地区センターの在り方の整理の検討を行っていきます。
			本部	9	効率性を改善	・無料となっている交流センター施設使用料を有料にし、公平性を確保するとともに、適正な施設利用を推進する。有料化に当たっては、収納コストがあまり掛からない方法を採用する。 ・運営は指定管理者制度で行っており、その点での効率性は評価できる。 ・交流センターを中学校区ごとに設置し、地区センターとの統廃合を図ることも検討する。	
			所管部署	10	効率性を改善	今後、受益者負担の原則にたち、全ての交流センターにおいて施設使用料の徴収を検討していく。また、施設使用料は今後発生する施設の修繕、設備機器の更新や備品等の買い替えの財源としていく。	
3	市営住宅維持管理経費 一般管理経費 市営住宅は、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な使用料(家賃)で賃貸している。7団地620戸の空家募集、退去居室修繕、共用部不具合修繕、敷地内維持管理、使用料(家賃)の決定、収納管理、滞納整理を行い、良好な住環境の確保に努めている。	財産管理課	市民	8	抜本的見直し	セーフティネットとしての市営住宅の必要性は理解できるが、日野市と同人口規模・同財政規模の多摩地域の他市と比較すると、不相応に過大な市営住宅戸数の保有であることは明白である。また、2年以上の使用料滞納や老朽化に伴う修繕費の増大等、さらに交付団体に陥っている市財政状況を勘案すると、市営住宅の段階的な廃止等保有規模の絶対的縮小及び滞納使用料に対する法的措置等を含めた対応並びに使用料徴収率の引上げ等の改善措置を早急に講ずることが必要である。	①市営住宅の保有戸数について 市営住宅の社会的役割を十分認識しつつ、自治体としての規模に応じた保有戸数の適正化を図っていきます。 もとより公営住宅は国の施策であることから、国、都と協議しながら、近隣市における整備状況や管理に伴う経費などを踏まえつつ、縮小も含めた今後の市営住宅のあり方を検討します。 ②滞納使用料に対する今後の対応について 滞納使用料については、居住者の生活状況を見ながら、きめ細やかな納付相談、訪問面接等より納付を促進します。今後、債権処理の手順を明確にし、支払い能力がありながら滞納をしている居住者には、法的措置も含めた積極的な債権回収を実施します。また、回収不能ものの適正処理のための検討を進めます。
			本部	7	抜本的見直し	・低所得者の住宅対策として市営住宅はある程度必要と考えるが、民間の賃貸住宅が供給過剰な状況にあるため、今後住戸の整理が必要と考える。老朽化した一部の市営住宅の廃止を検討していく。 ・使用料の徴収率が低下している。使用料については、現年分の徴収率を上げ、滞納繰越としないようにする。	
			所管部署	9	維持・継続	低所得者向け施策として行政が担うべき事業であり、今後の社会経済情勢予測からも低廉な家賃での住宅提供は継続していく必要がある。	

平成23年度 日野市行政評価システム評価結果の確認調書(28事務事業)

事業No.	事務事業の具体的内容	所管課	評価区分	評価			確認調書	
				今後の方向性				
				評点	判断	コメント		
4	借上公共賃貸住宅経費 借上公共賃貸住宅の運営。民間の良質な住宅を一括して借上げ、中堅所得者層に賃貸する事業。借上公共賃貸住宅は、平成4年度から同8年度にかけて第1から第4までの4箇所で開催した。バブル期後の家賃の高騰により、中堅所得者層の住環境悪化防止を目的とした。	財産管理課	市民	3	休止・廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、民間住宅の普及ですでにその役割を終えたと判断でき、今後順次契約満了をもって確実に廃止すべきである。 ・なお、契約満了までの間にも、多大な経費の出費を要する現状を勘案し、家主への家賃引下げ交渉、使用料滞納に対する法的措置を含めた対応に加え、民間不動産業者の活用、市民に対する募集活動等による空き室率の低下を実現すべく諸施策を講ずることが必要である。 	①借上公共賃貸住宅の役割について 本事業は、すでにその役割を終えたと判断していることから、今後契約満了となる住宅は、順次、家主に返還し用途廃止とします。 ②契約満了までの空き室率対策について 入居の媒介について、市民評価のご意見を踏まえ、地元不動産業界団体と協議し、住民異動の活発化する平成24年2月から実施します。この実績を検証しながら、今後拡大していきます。 ③使用料滞納者に対する今後の対応について 使用料滞納者については、市の債権管理強化の方針を受け、積極的な対応を実施しています。さらに、長期、多額な滞納者に住宅の明け渡し、滞納使用料の支払いを求めて提訴しました。今後、悪質な滞納者に対しては、このような法的手段も辞さぬ毅然とした対応を進めていきます。	
			本部	6	休止・廃止			<ul style="list-style-type: none"> ・空き室がなかなか埋まらない状況にあり、優良な民間賃貸住宅が供給過剰となっている現状では、この制度の社会的使命も終了したと思われる。また、補助金もなくなったことから、20年の契約満了をもって廃止すべき制度と考える。 ・現在居住している市民の方への説明など、廃止に向けた準備をしっかり行っていく必要がある。 ・また、使用料の滞納整理を適切に行う。ケースによっては法的措置を講ずる。
			所管部署	6	休止・廃止			民間の住宅事情が変化し、ニーズの低下が顕著となっており、必要性はほとんどなくなってきているため、借上げ契約期間が順次満了することに合わせ、事業縮小、終了を目指すべきと考える。
5	災害対策経費 平成23年3月11日1万人を超える死者が出る、東日本大震災が発生した。このような震災の他に水害・土砂災害より市民の安全を守るために、日頃より災害に備えた備品・施設の管理を行う。また、災害が発生した場合には、市より見舞金の交付を行う。	防災安全課	市民	11	有効性を改善	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度地域防災計画に沿って、消火器、災害時の食料、用品等の備蓄は整備されているが、東日本大震災発生時に生じた帰宅困難者への対応や保護者の帰宅が困難な児童等への対応等備蓄に関する諸問題を検討し、体系的に現行対策の不備な点を補充すべく必要な対応策の策定が求められる。 ・最近の多発する大規模災害に伴い、「東京都で24年度内に防災計画の見直しが行われる」待ちの状況となっているが、先行して対応策を具現化してもらいたい。 	(1) 東日本大震災にあきらかになった諸問題について ①帰宅困難者対策 東京都の防災対策指針では、災害時に従業員を直ぐに帰宅させずに事業所等に残るよう周知徹底を図っております。市としては、東京都の指針を参照し、帰宅困難者が一時待機できる避難所の確保及び備蓄に向けて検討してまいります。また、今後、警察、消防署、各交通機関（主要駅等）と連携を図り、対策会議の中でそれぞれの役割を明確にし、効果的な帰宅困難者対策を策定していきます。 ②備蓄品対策 日野市では、地域防災計画に定める被害想定に基づき、概ね人口の1割程度の2食分の食料を備蓄をしています。その備蓄は、市内の全小学校及び防災センターを含む22箇所にある備蓄倉庫に保管しております。今後、東日本大震災を踏まえ、被害想定を見直し、備蓄の品目、数等の検討を行ってまいります。 ③保護者の帰宅が困難な児童等への対応 日野市の東日本大震災の対応では、学校ごとに児童を帰宅させたり、保護者に引渡しを行うなどの対応を行ってまいりました。今後は、本震災の対応の中での問題点等を検証して、関係部署と協議をしながら検討していきます。 (2) 地域防災計画の見直しについて 現在、地域防災計画の見直しを始めており、今後、東日本大震災を受けて、予防を重視しながら、市民へ「自助」、「共助」の重要性を発信し、予防や復旧編については、女性・子どもの視点も組み入れ、市の地域性を反映した計画を策定し、東京都の防災計画との整合性を図り平成25年度末までに完成を目指していきます。	
			本部	11	維持・継続			<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の事例をもとに、備蓄食料や簡易トイレなどの所要量を再検証し、備蓄品の充実に努め、災害時の市民の安全・安心対策を高める。 ・併せて、帰宅困難者、停電、放射線問題など、東日本大震災で発生した諸問題について検証し、その対応策を打ち立てる。
			所管部署	11	維持・継続			災害が起こった場合、市は市民生活の生活を守る義務がある。日常生活では必要ないものも日ごろより計画的に準備を行っていく必要がある。
6	収納事務経費 市税の収納消込、督促状・催告書等の発付、コンビニ収納、滞納処分（差押等）を行っている。（税目：個人市都民税、法人市民税、固定資産税（償却資産を含む）・都市計画税、軽自動車税、市たばこ税）	納税課	市民	12	有効性を改善	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収の公平性の原則は理解できるが、高額滞納者の徴収に重点を置くなど、費用対効果を考えた徴収事務を行うべきではないか。都職員のパイプにより大口滞納案件の滞納処分の指導を受けたことなどから考えれば、これまで大口滞納者に対する組織的対応が欠けていたと推測せざるを得ない。 ・今後も都職員との共同処理を活用するとともに、個々の滞納状況や徴収のノウハウを共有して、組織的に滞納整理を行っていくべきである。 	①費用対効果を考えた徴収事務について 平成23年度市税及び国保税の滞納繰越分では100万円未満の滞納者が97.4%、100万円以上の高額滞納者は2.6%を占めております。財産調査等により、高額滞納者の財産に対し滞納処分を実施しておりますが、高額滞納者になるほど事案完結への進捗が遅くなっているのが現状であります。 現年度課税分は、年間のスケジュールを通じて、滞納者に早期の接触を図り年度内の完結に取り組んでいるところですが、100万円未満の滞納者は、前年度比0.6%（679人）の増となっております。次年度以降もこの傾向が続くと推測されます。 第4次日野市行財政改革大綱及び実施計画（平成23年度～平成28年度：6年度間）では、年度ごとに目標の徴収率を掲げて徴収率の向上を図っており、徴税吏員が職務の執行にあたっては、滞納額の多寡ではなく、常に納税者の公平を旨とし、滞納整理事案の完結に取り組めます。 ②都職員との共同処理について 平成16年度、19年度、22年度の3年度について、都職員派遣により、指導等を受け共同処理事案を処理しております。共同処理により平成22年12月に差押えた切手（20世紀デザイン切手集）について、インターネット公売を実施し、税に充当しました。 都主税局の開催する滞納整理業務の体験研修に、毎年度1名参加しております。日野市独自に平成23年11月22日捜索を実施し、US\$を差押え、外貨両替し、税に充当しました。引き続き捜索を実施いたします。 個人の市民税及び都民税の徴収について、地方税法第48条（個人の道府県民税に係る徴収及び滞納処分の特例）の規定に基づき、都が徴収に関する権限を引き受け、市との連携により市都民税の高額滞納者（10事案）の徴収及び滞納処分を市に代わって実施しております。 滞納事案で疑義が生じたときには相談等を行い、アドバイスを受けており、今後も継続して、東京都主税局徴収部個人都民税対策課との連携により、職員個々のレベルアップ、組織のレベルアップに取り組めます。	
			本部	13	拡大・充実			<ul style="list-style-type: none"> ・滞納繰越分の徴収率は若干低下したものの、この厳しい経済環境の中で現年課税分の徴収率が0.2ポイント上昇したことについては、評価する。長引く経済不況や東日本大震災の影響により、徴税環境はますます厳しいものになると考えられる。多様な収納方法を構築し、現年課税分を確実に収納するなど、さらに一段上の徴収努力を行っていく。
			所管部署	13	拡大・充実			リーマンショック以来の長引く経済不況の影響があり、東日本大震災3.11の影響も具体的に影響が表れてくると思われる。税の公平性の確保、財源の確保、徴収率の向上を図るため滞納整理の強化に取り組んでいく。

平成23年度 日野市行政評価システム評価結果の確認調書(28事務事業)

事業No.	事務事業の具体的内容	所管課	評価区分	評価			確認調書
				今後の方向性			評価結果に対する所管部署の取組み・意見等
				評点	判断	コメント	
7	市民窓口課関係事務経費 市民サービスの根幹となる住民記録の管理(転出入・転居・住民基本台帳管理)を行う。また、財産の登録・異動に使われることの多い印鑑登録の事務を行っている。市の方針である、窓口のワンストップ化を図ることを目的に、各種課税証明の発行、転入の際の国民健康保険被保険者証の発行を行っている。業務については、正確性・機密性・迅速性を図り、市役所の顔として信頼される仕事に努めている。	市民窓口課	市民	10	効率性・有効性を改善	・さらに民間委託化できる部分もあるが、市の基本的業務であり、市民との大事な接点でもあるため、セキュリティ面も含めた委託による品質保持や効果をしっかりと検証した上で、慎重に検討していくべきである。まずは、自動交付機や郵便局の利用を増やすことから始める。 ・住民データの正確性の保持や適切な市民対応を行うには知識や経験が必要となる。職員始め、委託職員に対する研修・指導など、資質向上のための人的投資が不可欠である。そうすることで、自動化機器への転換が容易になる。	①民間委託の拡大について 今後、民間委託をさらに進めていく計画ですが、個人情報を取扱う業務として、セキュリティ面もしっかり検証し、慎重に検討していきます。 ②自動交付機や郵便局での取り扱い利用者増への取組みについて 自動交付機については、平成23年度に自動交付機利用の場合の手数料を200円から150円に引下げ、利用推進を図っています。引き続き、「早い、安い、便利」をうたい文句に、自動交付機のPRを行っていきます。また、郵便局での取り扱いについては、今後も窓口や広報ひのでの案内や、チラシの配布等しっかりPRするとともに、受付時間の延長や同世帯の代理人でも取り扱いできるように郵便局と話し合いをし、利用者の増大を図っていきます。こうしたことにより窓口の混雑緩和が図られ、将来的には職員体制の見直しにつながるものと考えます。 ③職員等の資質向上について 住民サービスの根幹である住民基本台帳の管理や財産の異動等で必要な印鑑登録事務等の業務を行っていく上で、正確性・機密性・迅速性等が求められます。職員はじめ、委託職員等に対する研修・指導等を市及び受託者で実施し、担当職員の資質向上を図っていきます。
			本部	9	効率性・有効性を改善	・単位コストが高過ぎる。コスト意識をきちんと把握して業務を行う必要がある。 ・市民窓口業務を包括的に業務委託している市区町村も出てきており、市民サービス向上にもつながっていると聞いている。定型的業務については、積極的に民間活力を導入し、更なる効率化とサービス向上に努めていくべきである。 ・また、目標を定め、自動交付機の利用率を高める工夫を行う。	
			所管部署	12	効率性・有効性を改善	現在、委託社員、臨時職員、嘱託職員、再雇用職員、正規職員と、さまざまな身分の者で業務を行っている。そこには、どうしても業務の切り分けができてしまうことによる弊害が生じている。委託の拡充を視野に入れ、構成職員のバランスと業務の切り分けの見直しを図っていく。	
8	環境保全推進経費 地球環境負荷の低減のため、省エネと省資源を推進するため、環境マネジメントシステム(国際規格ISO14001。以下、EMS)の手法を用い、PDCAサイクルにより運営するもの。具体的には、各課で取り組むべき省エネ・省資源対策を掲げ、その実践について定期的な自己評価と内部監査・外部監査行いながら、目標達成に向けて取り組むもの。	環境保全課	市民	10	効率性を改善	ISO14001に従った環境問題の取組みは、時代の趨勢であり、経費節減にも繋がるため必要な事業である。十数年にわたる取組みによって十分に効果を上げる仕組みが確立できているものと判断する。この仕組みを考えると、他市との相互協力によって、内部だけでこの事業を継続していくことはそれほど難しいことではない。民間企業と違って外部認証機関は必要不可欠のものではなく、市の厳しい財政状況を考慮して、外部認証機関に頼らず、現状から低下しない仕組みを確立し、事業自体の更なる推進と経費節減を行うことが必要である。更に、市民へのPRと啓発活動が必要である。	①ISO14001の現状について 環境負荷低減の手法として、ISO14001の認証を取得し取り組んできてから11年が経過し、日野市が目指す方向性とシステムとの齟齬が生じるようになってきており、また、省エネ法や都の環境確保条例が改正され、ISO14001では対応できない状況となっています。 ②今後の方向性について 今後は、自治体にあった環境マネジメントシステム(EMS)を他市との連携(相互監査等)により構築し、経費をかけずにより効率的で効果の高い取り組みを展開していきます。
			本部	11	効率性を改善	・環境管理の取り組みが定着している中でISO14001による環境管理を見直す時期にきているのではないかと。 ・ISO14001による環境管理は、平成23年度に簡素化されたが、未だ煩雑な部分や形骸化している部分も見られる。環境管理事務の簡素化に向け、更なる改善が必要と思われる。	
			所管部署	12	効率性を改善	現行のEMSによる手法を選択し認証を取得してから10年が経過した。PDCAサイクルを適正に運用することによって、この手法による省エネ・省資源の効果は着実に得られているが、他にもEMSが多く開発され、これらを採用する自治体や企業も少なくなく、選択肢が広がっている。今後はより日野市の考え方にあった効率的な手法について他市の状況を見ながら検討していきたい。	

平成23年度 日野市行政評価システム評価結果の確認調書(28事務事業)

事業No.	事務事業の具体的内容	所管課	評価区分	評価			確認調書
				今後の方向性			
				評点	判断	コメント	
10	用水守制度経費 市内を網の目のように流れている用水路は、延長が116kmにも及びかつて東京の穀倉地帯と呼ばれた日野の原風景であります。しかしながら、用水路は本来の管理者である農業者の方が市街化に伴い減少してしまったことに加え、高齢化のため管理が難しくなりつつあります。用水路は、農業用水だけでなく、環境用水・防災用水としての側面を併せもっていることから、恵まれた水辺環境を次世代に伝えるため、公民協働の視点で市内用水路・湧水・河川を清掃・草刈・緑化等を用水守制度として位置付け実施するものです。	緑と清流課	市民	10	効率性を改善	用水の管理清掃は別事業として行っており、この事業はボランティアや個人で行う清掃をサポートする事業である。経費をかけずに効率的に取り組んでいるが、更に小学生、中学生等の参加を含めたボランティアを募り、活動を活性化して、市が行う用水管理清掃事業を軽減する必要がある。そのためには、学校、家庭を含めた総合的なPR、プロモーションが必要である。	市民評価結果にあるように、小学生、中学生へのアプローチや、学校、家庭を含めた総合的なPR、プロモーションの必要性について、出来ることから柔軟に幅広いアプローチを目指す。また、現在登録中の用水守の皆さんへの感謝とねぎらいを言葉で伝える場として茶話会の開催などを企画し、無理のない作業、空いた時間でこつこつと継続的に力を貸していただけの方を地域の宝物と位置づけ、宝探しをしていきます。
			本部	12	維持・継続	今後の行政を考えると非常に効果的な事業である。「公民協働」の先進的事例として、さらに積極的に進める。用水守が活発に活動できる環境を作っていくため、啓発紙を発行するなど、日常活動にも力を入れる。	
			所管部署	13	維持・継続	用水守制度の周知に努め登録者が微増に転じたことは、水辺環境保全の必要性和理解を市民に伝えている活動が徐々に浸透してきていると考える。引き続き、水辺環境保全の考えの周知に努めていきたい。	
11	下水道事業経費 下水道事業は市民が健康で快適な生活を営む上で、必要不可欠な施設。整備目標の達成に向けて整備を推進するとともに、供用開始区域での下水道切替えの促進に努めている。	下水道課	市民	12	効率性を改善	インフラ整備の重要事業であり、実施率が永年93%程度が続いており、これの向上を目指す事業といえる。区画整理事業との関連により、計画的に行うことが難しいことは理解できるが、更なる実行値の向上を図るべきであり、また仕事量の変動にも効率的に行うことが必要である。老朽化した本管の検査・交換の取組みを更に強化し、出来るだけ早く不安材料を解消すべきである。	①実施率の向上について 土地区画整理事業の進捗状況に併せ、下水道の更なる普及向上のため、計画的かつ速やかに污水管整備を進めていきます。 ②老朽化した管きよの整備について 老朽化した管きよ整備については、平成23年度・平成24年度に「下水道長寿命化計画」を策定します。その後この計画に基づき、平成25年度より老朽管の整備を進めてまいります。この整備は、老朽管を利用する方法（更生工法）を主に、耐震化などの機能向上も含めて耐用年数の延伸を図ります。
			本部	12	維持・継続	・一般会計からの繰出金の抑制と管渠の老朽化対策を推進するため、使用料の改定を早期に実現する。 ・また、下水道供用開始区域内の未切替者に対する切替の促進を図る。	
			所管部署	12	維持・継続	区画整理事業の進捗に併せ処理区域の整備を進めていく。また、地域の水環境の一層の向上と使用料増収のため、供用開始区域内の未切替者に対する切替促進を図っていく。	
12	平和事業関係経費 8月を平和月間と定め、平和展の実施と平和映画を上映し平和意識の高揚を図る。	文化スポーツ課	市民	11	有効性を改善	・平和事業基金の設置目的に、核兵器廃絶・平和都市宣言、国際交流が掲げられている。平和事業、国際交流の枠組みを広げてもいいのではないかと。 ・平和展、映画会とも観覧者が少ない。作成したり、借りたりしたパネルなどのコンテンツを活用した巡回展示や大震災被災者・支援経験者、海外派遣経験者の講演会など、年間を通した行事を行うことにより、参加者を増やしていく。そのためには、市民団体などとの協働が必要となる。コスト増は類似事業の多い映画会中止で賄う。 ・戦後70年を迎える平成27年度に向け、段階的に市民協働による事業を探り入れていく。予算が必要であれば、市民合意の上、基金を取崩し、事業経費に充てる。	①平和展について 毎年8月の日野市平和月間に行っている事業であるが、パネルなどのコンテンツを活用した平和の展示を、東日本大震災の被災者及びその支援経験者や市内にいるJICAや青年海外協力隊など海外派遣経験者による講演会などとタイアップさせて、新たな仕組みを考えることで、市民の参加者を増やしていきます。また、海外派遣経験者からの経験談などから、国際交流の枠組みへ広げていくことも視野にいれます。段階的に市民協働による事業を検討していきます。 ②平和映画の上映について 平和展と平和の集い（映画）を連動させて、集客を図ります。平成23年度の平和展は、8月4日から8日に市役所1階101会議室、市民ホールにて開催しました。「日野市国際交流協会の活動状況」「海外青年協力隊の活動報告」「シニア海外ボランティアの活動報告」「東日本大震災の津波・津波後の惨状・救出・支援」をテーマにパネルを展示。339名の市民が来場しました。また、平和の集いは、8月7日に観客を子ども及びその保護者をターゲットとし、子どもに人気があるアニメ映画と戦争の悲惨さ、悲惨な中でも懸命に生きることの大切さを訴えたアニメ映画の2本をひの煉瓦ホール（日野市民会館）大ホールで上映。612名が来場しました。この平和の集いでは、平和展で展示しているパネルの一部をひの煉瓦ホールの外壁に展示して内容を一部紹介し、市役所内で平和展を行っていることを周知しました。このように平和展と平和の集いと連動させることにより、両方の企画への集客率の向上を図ります。
			本部	11	維持・継続	・真の平和についての呼び掛けは市としても実施していく必要がある。 ・現状の事業では市民の平和意識の高揚効果は少ない。事業目的に合致した形で、より多くの市民の方が平和について考えることのできる事業にしていく。	
			所管部署	11	有効性を改善	戦争の悲惨さや平和の尊さを訴えるだけでなく、東日本大震災による災害復興を支援することも視野にいれながら、「平和展」を引続き実施し、さらなる事業の展開として戦後70周年記念事業として「平和コンサート」・「平和祈念講演」等を計画し、平和意識の普及啓発を進めていく。	

平成23年度 日野市行政評価システム評価結果の確認調書(28事務事業)

事業No.	事務事業の具体的内容	所管課	評価区分	評価			確認調書
				今後の方向性			
				評点	判断	コメント	
13	都市間交流事業経費 市民にとって有益な都市間の親善及び市の発展につながる都市間の交流を促進することを目的とし、姉妹都市以外の都市と文化や産業等を通じた交流を図ることで友好関係を構築し、互いのまちづくりの発展に寄与する。	文化スポーツ課	市民	9	有効性を改善	・現在のようなよさこい踊りだけの常陸大宮市との相互交流であれば、市民にとってそう有益でもなく、必要な事業とは思えない。産業振興課のよさこい祭事業と統合すればよい。 ・ただし、都市間で自治体や市民がお祭りや産業・観光などを通じて友好関係を築き、互いの地域の特性を生かした交流を進めることは市民、職員、また市にとっても有益である。こうした関係があれば、地震などで被災したときにも、役立つ。 ・新選組を活用した観光事業や災害時の応援協定事業など、産業振興、安全安心、共同研究などのため、文化スポーツ課のリーダーシップを執り、各所管課はそれぞれの分野で、市民を巻き込んだ交流事業を行う。交流事業の参加に当たっては、公費による負担区分を明確にしておくべきである。	①よさこいを通じての文化事業としての交流について 常陸大宮市と日野市のよさこいチームがお祭などのイベントに行き来することで、お互いの地域の特性を紹介し合い、文化による交流を進め友好関係を継続していきます。 ②親善及び市の発展につながる都市間交流について よさこいで交流だけではなく、文化スポーツ課がリーダーシップを執り、教育交流、文化交流、スポーツ交流、産業交流そして、被災地支援などを通じた都市間交流事業を市民とともに発展させます。
			本部	10	維持・継続	・今回の東日本大震災を見ると、日頃からの都市間の産業や文化面での交流が、円滑な初動支援につながっている。災害時応援協定とともにこうしたつながりを作っていく必要がある。また、災害時応援協定都市との日頃からの交流も大切といえる。 ・現在の都市間交流事業は、結びつきが弱く、一部市民に片寄っているため方法を見直す必要がある。	
			所管部署	11	有効性を改善	市の特性を活かした文化的交流を支援することができた。今後とも交流を維持継続し、都市間のつながりを保つことが望ましい。このような文化・産業の交流を継続することで、災害時のセーフティネットにつなげることも視野に入れると、市全体として都市間交流の事業について有効性を検討する必要がある。	
14	市民農園育成経費 市民が農園作業を通じて自然に親しみ、生産の喜びを味わい、豊かな余暇生活を送ることができるとともに、市民農園事業を展開することにより都市環境の保全につなげることを目的として実施している。 使用者は1区画(20㎡)を2年間借りて農作業を行うことができる。使用料は1区画当たり年額2,400円である。応募倍率は、約2.2倍である。	産業振興課	市民	7	効率性・有効性を改善	・農業理解というより、趣味的な余暇対策が目的であり、市が率先して行う必要性は低い。 NPO法人、農業協同組合、農業者など、民間貸し農園の事業化に対し、3年程度期間を区切った市の支援の仕組みを作り、民営化を推進していく。また、民間による農業体験農園を拡充する。 ・当面は、10から30㎡まで5㎡刻みの区画を設定するなどして、区画増を図るとともに、多様な市民要望に対応する。その際、使用料の引き上げを行う。	①民営化の推進について 特定農地貸付法に基づき、平成23年6月に市内NPO法人が程久保地区に貸し農園(市民農園)を開設しました。1区画は20㎡~27㎡であり、全58区画です。 農業体験農園は現在3園が開園しています。農業者の収益、農地の保全及び市民の農業体験に繋がるので、開設時と開設後の3年間は、市の補助金という形で支援しています。既設の2農園では、平成24年度に合計8区画を増設する予定です。 NPO法人等による民設民営の市民農園、農業者が開設する農業体験農園の拡充に向けて、農業者等に働きかけていきます。 今後は、農業者が開設する農業体験農園とNPO法人等による民設民営の市民農園を優先します。 ②使用料の引き上げについて 市が直接開設する市民農園については、区画面積にメリハリをつけるとともに、使用期間及び使用料を検討します。
			本部	9	効率性を改善	・市の市民農園は民間と比べると使用料が極端に安い。使用料の改定を行うべき。 ・民間では10㎡程度の小さな区画割りも多い。今までの20㎡の区画のほかに、10㎡の区画を作ったらどうか。区画数が増え、競争率の緩和につながる。 ・農業支援につながっているか疑問である。将来的には、民設民営による市民農園をメインとし、市はその支援に徹する。	
			所管部署	14	拡大・充実	市民のニーズに応えるため、民設民営を含めて、市民農園数を増やしていく。また、使用料については、使用期間、区画面積の見直しとともに、検討していく。	
15	イルミネーション事業経費 市民、学生、子ども達の手作りの作品による環境に配慮したイルミネーションイベントを通じて、人々の賑わいを創出することを目的とする。あわせて、市のテーマである「ふだん着でCO2をへらそう」の理解を広める。	産業振興課	市民	8	効率性・有効性を改善	・大学・高校や企業などを巻き込み、産学官協働で事業を行っていることについては評価できる。 ・しかし、事業としては中途半端な感が否めない。引き続き実施するのであれば、産業や観光振興を目的に、会場をもっと人が集まる場所に変更し、商店会等とも協働して、規模を拡大して実施してはどうか。	事業実施の手法については、市民、企業、大学、児童館などの協力によりイルミネーションが実施できており、一定の評価を頂いています。 今後は、イルミネーション事業実施の目的を再確認しながら、商店会振興や、更なる地域活性に繋がるよう関係者の意見を聞きながら実施場所の変更も含め検討します。
			本部	9	有効性を改善	・折角行うのだから多くの人に見てもらいたい。場所を変えて商業振興や観光振興につながるような事業展開を図ることを検討すべきではないか。 ・また、時間を掛けてPRする必要がある。	
			所管部署	10	有効性を改善	回を重ねる度に、改善、工夫ができていく。今後は、商店会振興につながるイベントになるよう検討する。	

平成23年度 日野市行政評価システム評価結果の確認調書(28事務事業)

事業No.	事務事業の具体的内容	所管課	評価区分	評価			確認調書
				今後の方向性			
				評点	判断	コメント	
16	駐輪場運営経費 駅周辺の放置自転車を減らし、だれもが安全・安心に気軽に出かけられる道路環境を目指し、日野駅・豊田駅・高幡不動駅周辺等の駐輪場用地の借上げ等により、市民が利用しやすい駐輪場を確保・提供するもの。	道路課	市民	7	効率性・有効性を改善	・無料の駐輪場を有料化することにより、不法駐輪が可視化され、駐輪場を有効に回転させることができ、駐輪時間帯等の駐輪目的に合った運営が図れる。また、民営駐輪場への利用誘導にもつながる。 ・駐輪場の管理運営経費は受益者負担とし、市は放置自転車対策や不法運転行為の指導等に事業費を費やすべきである。なお、駅周辺の好立地の駐輪場は、民営化を推進したらどうか。	①駐輪場の有料化について 平成22年4月策定の「日野市自転車等駐車場整備基本計画」に基づき、市が直接管理している無料駐輪場については、受益者負担の原則から、料金体系の見直しを図るべく具体的な検討作業に着手します。 駐輪場の運営にあたっては、指定管理者制度や(財)自転車駐車場整備センターの活用等を視野に入れ、市民サービスの向上と経費の削減を目指します。 ②今後の放置自転車対策や不法運転行為の指導等について 自転車の安全利用に向けては、警察や関係団体との連携により市広報等の活用や交通安全教育の強化によりマナーやルールの啓発を引き続き進めます。
			本部	8	効率性を改善	・市施設全体の受益者負担の考えに基づき有料化を早期に実現するべきである。有料化することにより、空きの出ている民間駐輪場の利用率向上にもつながっていく。 ・また、放置自転車等撤去手数料の値上げを検討する。	
			所管部署	9	効率性を改善	土地を借用している土地所有者の高齢化が進んでいるため、今後の土地借上げの継続が不安定である。今後は公有地化すべき駐輪場の優先順位を定め、検討していく。また、受益者負担についても検討していく。	
17	社会福祉法人等助成経費 日野市民を対象とした社会福祉事業を実施している社会福祉法人や、市の社会福祉の増進を図るための活動を行っている社会福祉団体に対して補助金等の交付を行うことにより、住民を主体とした福祉活動の推進や市の地域福祉向上を図る事業。	福祉政策課	市民	9	効率性・有効性を改善	・主管部署は、助成している2福祉法人の事業を十二分に把握すべく、これら法人に対する指導監督を強化するなど改善措置を講じるべきである。 ・社会福祉協議会については、事業効果の検証と業務の効率的な運営を図るとともに、自主財源確保を最優先に、また一層の経費の圧縮が求められる。 ・福祉事業団については、事業団でなければ提供できない福祉サービスはない旨、事業のあり方検討委員会で現状分析された以上、組織や事業の廃止や民間移行を含めた抜本的見直しが当面の課題である。	①助成先の指導・監督について 社会福祉協議会、福祉事業団に対しては、市が出資をしている外郭団体としての位置づけを踏まえ、事業計画に示された事業の実施状況を適宜把握し有効性を検証するなど指導・監督に努めます。 ②社会福祉協議会について 社会福祉協議会については、市との連携のもと、住民主体の地域福祉活動を主眼に置いた事業に注力するよう促していきます。また、自立的な組織運営を目指す上での前提となる自主財源の確保のため、市民や自治会等の各方面に対し社会福祉協議会の事業や活動を広く周知し、理解を深めていただくよう働きかけ、会員会費の増収を図りながら、経費削減についても継続して取組みを進めるよう指導します。 ③福祉事業団について 福祉事業団については、平成23年3月に示された「日野市福祉事業団事業のあり方検討委員会報告書」の提案に基づき、組織の自立に向けた検討協議を続けているところであり、将来的な見直しの方向性について結論を出す予定です。
			本部	9	効率性を改善	【社会福祉協議会】 ・社会福祉協議会については、PDCA サイクルによる事業効果の点検を行い、効率的・有効的業務運営を求めていく。また、地域福祉を担う基幹的団体として、会費などの自主財源獲得に向けた取組みの推進を要請する。 ・事業に対する補助については委託事業との区分を明確にする。 【福祉事業団】 ・福祉事業団については、組織や実施事業の見直しなど事業団のあり方について検討を求める。	
			所管部署	11	維持・継続	【社会福祉協議会】 ・社会福祉協議会は、地域福祉活動計画に基づく各種事業を積極的に展開し、住民主体の福祉活動のより一層の活性化に努める。また、自立した経営基盤を確立するための自主財源の確保にも努める必要がある。 【福祉事業団】 ・福祉事業団は、民間団体としての自立を目指し、組織の有り方や今後実施すべき事業について精査する必要がある。 【その他】 ・その他、自主的な活動を続ける福祉団体の支援を通じ、地域福祉の向上を図る。	
19	災害時要援護者避難支援プラン経費 災害時において援助が必要な高齢者等の安否確認や避難等については、地域住民の協力が不可欠であることから、モデル地区において地域住民との協働により、要援護者の台帳作成や支援者の役割等について検討・検証を行い、広く地域展開していくための基礎(マニュアル等)づくりを行う。	高齢福祉課	市民	9	有効性を改善	災害時の要援護者への支援に向けた地域マニュアルの策定は必要であると評価できるが、外部業者により作成されたマニュアルであり、先の大震災の際は、支援ボランティアによる安否確認等の対応にとどまり、マニュアルが真に有効に機能するか否かの検証が不十分であると云々ざるを得ない。今後新規の地区では、上記の反省を踏まえて新たな工夫のある取組みや検証を行うことが求められる。	今後、防災安全課及び関係部署とともに、新たに開始する地区において、安否確認等マニュアルが有効に機能するかを十分に検証し、新たな取組みや工夫等についても地域住民と検討していきます。
			本部	12	維持・継続	・3年間で行ってきたことを検証し、今後どのようにこの制度を進めていくのか、しっかりと検討する。その際、地域で無理なく出来る範囲を明確にしておく必要がある。 ・目的意識を持ったNPO法人などの市民団体がコーディネートする方法も検討する。	
			所管部署	12	拡大・充実	モデル地区での検討・検証をもとに作成したマニュアルにより、地域による要援護者の把握及び災害時における要援護者に対する地域住民による安否確認等の支援体制の取組みを広く地域に展開していく。	

平成23年度 日野市行政評価システム評価結果の確認調書(28事務事業)

事業No.	事務事業の具体的内容	所管課	評価区分	評価			確認調書	
				今後の方向性				
				評点	判断	コメント		
20	高齢者公営住宅事業経費 東京都又は市財産管理課により供給されている公営住宅において、入居した高齢者に対し、安否確認や見守りを提供している。【実施主体】東京都、市財産管理課、高齢福祉課 【対象(入居要件)】65歳以上の高齢者世帯(都民又は市民)、【実施方法】ワーデン(管理人)を各棟に配置し、入居高齢者住戸からの緊急通報を受信し、緊急対応等を行う。また、管理人不在時には、外部移報により警備会社に対応する。	高齢福祉課	市民	9	効率性・有効性を改善	高齢者公営住宅におけるセーフティネットの必要性は理解できるが、民間における同種サービスの普及状況やこれら公営住宅居住高齢者その他の独居老人との公平性等を勘案すると、東京都の方針に従い、遅くとも24年度から管理人を順次派遣型に移行し、コスト削減を図るべきである。	平成24年度より、現在の管理人の退去が生じる都度、順次派遣型への移行を進め、コスト削減を図ります。	
			本部	8	効率性を改善			サービスが受けられる人と受けられない人との格差が大きい事業である。東京都の方針に従い、管理人を順次派遣型に転換し、コスト削減を図るべきである。
			所管部署	9	維持・継続			公営の高齢者向け住宅に入居した高齢者世帯に対し、安否確認サービスの提供を今後も継続して行く。
21	親子・家庭食育推進事業経費 家庭における食育の大切さを周知するため、受診率の高い乳幼児健診や人気講座において、さまざまな媒体(オリジナルクリアファイル、写真入りパンフレットなど)を使用して指導、説明、配布を行っている。対象者からは「家庭で役立つ」「栄養士と直接相談ができ、わかりやすい媒体とともに食育への理解が深まった」と好評をいただいている。	健康課	市民	11	有効性を改善	次世代を担う幼児・児童の健全な育成の一環としての食育推進計画による活動は評価できるが、真の対象者が受入れ実行できるか、本事業活動を検証するとともに、保育・教育等関係部署と連携し、市民に対するPRなど周知普及活動に取り組むことが求められる。	①本事業の検証について 本事業は、親子・家庭への食育のうち、指導媒体パンフレット等消耗品購入のための経費を計上したものです。親子・家庭の食育については、パンフレットを活用しながら、他事業経費である乳幼児健診、乳幼児相談、料理講座等総合的に実施しています。これらの事業は、平成20年に策定した「日野市食育推進計画」において掲げた事業ごとに市民と有識者をメンバーとした日野市食育推進会議において毎年進捗評価を行い、事業改善に役立てています。 ②保育・教育関係部署と連携について ①で述べた進捗評価体制は健康課を事務局として、食育関連各課との連携のもと実施しています。定期的に保育・教育の食育担当者と情報交換を行い、健康フェア等での食育イベントを企画、実施しています。 ③市民に対するPRなど周知普及活動について ・進捗評価結果はホームページに掲載しています。 ・対象となる親子や家庭には、健診時や家庭訪問時に周知普及に努めています。 ・保育部門・学校部門・農産部門が連携を取り、実施事業のPRに努めています。 ④平成24年度以降にむけての事業の方向性(考え方)について 平成23年度中に「食育推進計画」を改定し、平成24年度から「第2期食育推進計画」の策定を予定しています。策定にあたり、食育関係各課との連携強化に努めていきます。	
			本部	12	拡大・充実	食育推進計画の期間が平成19年度から平成23年度までの5カ年で、今年度が評価終了となる。この評価を踏まえて、第2次日野市食育推進計画の策定を行う。		
			所管部署	12	維持・継続	・引き続き乳幼児健診等を活用して効率的に食育事業を推進する。 ・今後策定予定の第2次食育推進計画は、より市民に分かりやすいものとする。		
22	駅前ミニ子育て応援施設「モグモグ」経費 乳幼児とそ保護者が気軽に集える子育てカフェの運営と、学童クラブ終了後にも保護者不在等の理由で育成が必要な児童に対する環境整備(駅前ミニ子育て応援施設「モグモグ」)を行う。	子育て課	市民	7	抜本的見直し	・人件費を中心とした委託料などの運営コストが高過ぎる。飲食の提供をやめて、市の施設に移転するなどして、コストを削減する。2年程度の期限を設け事業化を支援し、民間運営で成り立つ事業として見直す。 ・夜間児童育成については、長時間育成による子どもへの影響を心配するが、需要がある以上実施もやむを得ないと考える。しかし、タクシーを利用した通所はサービス過剰に感じる。サービスに応じた利用料を取るべきである。トワイライトステイなどの既存事業や民間施設などと、上手く連携してコスト削減が図れないか。	①子育てカフェの運営について 駅前商店街の空き店舗を活用し、カフェ方式を採用した乳幼児の親と子が集う新しいタイプの子育て広場として、市民の提案を市が具現化した事業であります。都内でも先駆的な事例として注目されており、地域の乳幼児親子に積極的に利用されており、市民からも高い評価をいただいています。手作りの食事を提供するため、市民評価では「人件費を中心とした委託料などの運営コストが高い」という指摘があるので、更に一層の効率化により予算削減ができないか検討していきます。 ②夜間児童育成の運営について 夜の児童育成については、学童終了後も育成を要する特定の家庭においては必要不可欠の事業ですが、利用者は限定されています。利用する家庭も市内全域に及ぶため、送迎用のタクシー代にコストがかかるのも課題です。類似事業として子ども家庭支援センターのトワイライト事業がありますが、立地や利用対象が異なるため、直ちに統合するのは難しい状況です。事業費の2分の1は東京都補助金ではありますが、適正な受益者負担を求め、利用料の見直しを検討していきます。	
			本部	7	効率性・有効性を改善	・夜間学童育成事業については、行政サービスの域を超えているが、継続するなら適切な利用料を再算定するなどコスト面での見直しが必要といえる。(効率性) ・利用者が限定されているため、夜間学童育成の恒常的なニーズ、単発的なニーズを整理し、子ども家庭支援センターのトワイライトステイとの調整が図れないか検討する。(有効性)		
			所管部署	8	有効性を改善	日野市が行う新しい子育て応援施設であることを、これまで以上に積極的にPRし、市民の理解を得ていくことが必要である。		

平成23年度 日野市行政評価システム評価結果の確認調書(28事務事業)

事業No.	事務事業の具体的内容	所管課	評価区分	評価			確認調書
				今後の方向性			評価結果に対する所管部署の取組み・意見等
				評点	判断	コメント	
23	児童館運営経費 地域の子育ての中核となる基幹型児童館3館とそれ以外の地域型児童館7館の10児童館を運営していく経費。10児童館のうち、8児童館は公設公営で運営しているが、たまだいら児童館とみなみだいら児童館については、民間活力により指定管理制度で運営を行っている。	子育て課	市民	10	効率性・有効性を改善	・基幹型児童館構想と実態に隔たりがあるように思える。地域の子育て支援の中心的役割を担う基幹型児童館が、財政事情により3館で止まっているのは中途半端であり、再考を要する。小中学校、高齢者施設など、市の施設との関係を多層的に考慮した「地域とつながりを持った児童館」へと見直してみてもどうか。 ・また、児童館を統合縮小して、需要の多い学童クラブを拡大充実することも考えられる。	①基幹型児童館構想について 少子化の時代にあった、将来を担う地域の子どもの育ちをしっかりと支えるため、現在整備を終えたあさひがおか、さかえまち、ひらやまの3館に加え、みさわ、まんがんじの2館を加えた5児童館を基幹型児童館として整備する「基幹型児童館構想」の当初計画を推進していきます。 財政面から、当面みさわ、まんがんじについては基幹型児童館としての施設整備はできませんが、みさわはもぐさだい、まんがんじはひのの各児童館と連携し、お互いに補いながら地域のニーズに対応した事業を展開していき、将来の基幹型児童館構想につなげていきます。 運営に当たっては積極的に地域に入り、地域の人材や小・中学校、福祉施設との連携を図りながら、地域の子育て支援の拠点としての役割を担っていく仕組みを作ります。 また事業実施にあたっては、児童館活動を支えてくれる地域の人材を積極的に活用し、経費節減に努めるとともに、地域が主体となって活動できるようなくみづくりと地域支援を行なうなど、効率的な事業運営を行ってまいります。 基幹型児童館5館の整備を行っていく中で、民間活力を取り入れる視点で、地域型児童館について指定管理制度への移行を実施し、経費節減に努めます。
			本部	9	効率性を改善	・各学童クラブを基幹型児童館の分館に位置づけして、地域型児童館の指定管理者制度導入を具体的に進める。 ・基幹型児童館が担う機能を明確にし、実行する。	
			所管部署	12	拡大・充実	少子化の時代に合った、将来を担う地域の子どもの育ちをしっかりと支えるため、必要かつ有効な事業である。今後指定管理の拡大を視野に入れ、事業の拡大・充実を行っていきたい。国（厚生労働省）においても、児童館ガイドラインを設け、児童館機能の充実を図る動きが出ている。また、子育て新システムの中でも、優先事業として考えが整理されてきている。	
25	奨学金支給事業経費 市内に居住する者で高等学校等に進学又は在学し、経済的理由により修学が困難なものに対して月額1万円（年額12万円）の奨学金を支給し、教育上の機会均等を図る。	庶務課	市民	12	維持・継続	教育の機会均等確保の面から必要な事業である。高校の授業料無償化により必要性が薄れているという声もあるが、低収入の家庭では、これだけで就学環境が十分に整えられたとは言えず、安心して勉学できるようにするには必要な制度である。選考基準を満たした多くの人に支給できるようにすべきである。	高校の授業料の無償化は、これまで経済的事情から授業料の減免を受けていた家庭では特段の恩恵とはなってません。逆に、これまで授業料の減免を受けていなかった家庭が減免されることによって、その分経済的格差が広がったとも言えます。また、市民評価にもあるように、低収入の家庭では、高校の授業料の無償化だけで就学環境が十分に整えられたとは言えず、今後も国の教育行政の動向を注視しながら、意欲ある子どもたちが、少しでも安心して勉学に励めるように必要な制度として継続していきます。
			本部	7	抜本的見直し	国による高校授業料の無償化が平成22年度から開始された。これにともない奨学金制度の廃止を決めた市も出てきている。経済が停滞し、雇用不安が続く中、就学を最低限の保障（セーフティネット）としての制度へと、抜本的に見直すべきである。	
			所管部署	11	維持・継続	厳しい経済情勢の中、本事業は意欲ある子どもたちの未来を支える一助となっている。今後も本事業の有効性を維持すると同時に、経済情勢、財政状況、教育行政の方向性等を見据えながら、支給金額や支給対象者の選考基準の適正化など適宜多角的に検討していく。	
26	学校のあんしん力アップ事業経費 子どもの安全を確保するため、市内小中学校に安全管理員を各1人配置し、来校者の受付・案内や、校舎内外を巡回し不審者の侵入等を未然に防止する。勤務時間は午前9時から午後3時まで。報酬：時給1,070円（平成23年度実績）。	庶務課	市民	9	抜本的見直し	安全の確保は、効果把握が非常に難しく、費用を掛けても完全な安全確保を実現することは難しい。厳しい財政状況から、多額の費用を掛けて継続していくことは問題であり、おのおの地域の中で守っていく仕組みをつくるべきで、それらを考えた上でボランティアやシルバー人材センター等を利用して、費用を掛けない安全確保の仕組みを目指すべきである。	①子どもたちの安全確保のあり方について 厳しい財政状況から子どもたちの安全確保の今後のあり方について見直し、学校教職員による基本的な目配りの強化と、防犯カメラや非常通報装置といった機器類による見守りや、メール配信等の情報提供を継続しながら、学校安全管理員による見守りは、特定財源が確保できる平成24年度をもって廃止を含めた検討を進めます。 ②地域力による見守りの推進について スクールガードボランティアをはじめとした、地域ボランティアによる見守りに期待し、学校や関連部署と連携して市民の安全力向上に資する講習会の開催や情報提供等に努めていきます。
			本部	8	休止・廃止	・「安全安心」施策はいくらやっても「100%安全」はあり得ない。どこかで線引きをするべきである。 ・緊急雇用創出事業も平成23年度で終了となる。100%補助の財源保障がなくなることから、教職員（防犯カメラなどを含む）や地域の見守りによるあんしん力アップ事業など、他の方法に転換していくべきである。	
			所管部署	11	維持・継続	定点を監視する防犯カメラと、臨機応変に対応できる安全管理員の目による犯罪等の抑止に取り組み事件や事故を未然に防止することができた。今後より一層の安全安心対策強化のためには、緊急時の対応ができるような人材の積極的な確保や、危機管理マニュアルの点検、訓練など通じた人材育成の取組みを充実していかなければならない。	

平成23年度 日野市行政評価システム評価結果の確認調書(28事務事業)

事業No.	事務事業の具体的内容	所管課	評価区分	評価			確認調書
				今後の方向性			
				評点	判断	コメント	
27	ICT活用教育推進室経費 ・ICTをわかりやすい授業・魅力ある授業を実現するための道具として、また子ども達が思考・表現する道具、学び合う道具として積極的に活用する。 ・校務の情報化を進め、児童・生徒理解、教材研究、実践を共有するとともに、校務の効率化をはかる。 ・学校ウェブサイト充実させ、見える学校づくりを推進する。 ・上記項目を支援するため、ICT活用教育サポート事業(メディアコーディネータ事業)としてメディアコーディネータを学校に派遣する。	ICT活用教育推進室	市民	9	効率性・有効性を改善	・将来を担う子供の学力向上のために、ICTを活用した指導や子ども達がICTを習得することは非常に有効であり、学校教育の中でICT活用教育は必要不可欠となっている。すべての教師がこのことを認識するよう、学校の管理者はICT活用に向けたマネジメントが必要である。 ・教師が個々のICTソフトを習得することや効果的な授業の組立てを習得するには、一度に多くの教師を集めて講習会を行うことが効率的であり、経費節減のために必要である。コーディネータを置き、要求に合わせてコーディネータが各教師の指導を行うことは、あまりにも効率が悪く、多額の費用が必要で、今の厳しい財政状況の中では許されることではない。講習会後はOJTによりスキルアップすることで、十分ICTを活用できるはずであり、教師は自立してICT活用に努力すべきである。 ・昨年度の指摘にもかかわらず、成果指標に学校訪問回数も上がっているが、これを少なくとも最大のOUTPUTを出すことが真の成果であり、この指標には問題がある。	①ICT教育の効果について 23年度1学期末、市内小学4年生、6年生及び中学2年生を対象としたアンケート調査の結果、92%の児童生徒が「ICTを活用した授業はわかりやすい」と回答し、86.5%の教員が「学力の向上にICTの活用は効果的である」と回答している。今後、ICT活用研究委員会及び校長会のマネジメント機能を高めるとともに、ICT活用教育推進室と各校の情報教育推進委員との連携・協力により、教職員の意識啓発に努めます。 ②研修についての考え方 多人数による講演型研修も効果的であるとともに、体験的な研修も重要である。パソコンの台数などから、学校単位ごとの研修が実質的である。21年度に策定された「i-Japan戦略2015」の目標達成のため、引き続き「概ねすべての教員がICTを使って教科指導ができること」を目指し、財政事情等の面からも、コーディネータの積極的かつ効果的な活用を図ります。
			本部	11	維持・継続	メディアコーディネータは必要と考えるが、補助金(緊急雇用創出事業)の手当が難しくなることから、より効率的な運用を目指す必要がある。具体的には、1日2コマで年間500回の派遣として、1人に対応する方法を検討する。	
			所管部署	12	拡大・充実	これからの学校教育において情報通信技術が果たす役割はますます高まっており、教員がそれらをより効果的に活用するための支援体制がさらに重要になっている。事業実施に当たっては、ふるさと雇用再生特別基金事業が終了することを踏まえ、より効率的な運用を目指し、業務の維持継続を図る。	
28	日野第三中学校をより魅力ある学校にするプロジェクト経費 「特色ある学校づくり推進プロジェクトチーム」を立ち上げ、日野第三中学校をより魅力ある学校にするための施策に取り組むことで、三中の小規模化を抑制する。	学校課	市民	8	抜本的見直し	目的は三中・三沢中の人員問題であり、この事業によって一応の成果は上がっているものの、これを抜本的な対策にするには疑問がある。学区外の選択も自由となっていることを考えれば、学区を変更する選択肢も十分考えられ、教育委員会、当該学校、当該住民の意見を聞きながら、学区の見直しに向けた根本的改善を進めるべきである。	平成24年度以降は取組内容を精査し更なる成果が出るように努め、児童生徒数の動向を視野に入れながら、三沢中の大規模化を抑制し、日野三中への生徒誘導策を継続していきます。 また、学区変更も視野に入れながら、選べる学校制度の定員制を積極的に活用することにより、学校の適正規模化を図っていきます。
			本部	12	拡大・充実	・日野三中の魅力が十二分に発揮されている。プロジェクトの効果を市民に見えるようにし、日野三中への入学希望者を今以上に増やす。 ・生徒や保護者が期待する内容を精査して、事業の絞込みを図るなど、緊急雇用創出事業終了後をにらんだ事業展開を考える必要がある。	
			所管部署	12	維持・継続	今回の取組の成果もあって、平成23年度日野第三中学校新入生は激増した。ただし、三沢中学校がかなり大規模な学校であることに変わりはない。引き続き、日野第三中学校への生徒誘導策を継続したい。	
29	市立幼稚園運営経費 市立幼稚園5園の運営に関する経費。2年保育と1年保育で14クラス定員455人の園児を要する。幼児教育だけでなく、地域の子育て支援の拠点として事業展開している。産休育休職員と心身障害児の増加に伴い臨時職員の経費が倍増しているほか、設備や備品の老朽化や故障により、代替費用を盛り込む。	学校課	市民	9	抜本的見直し	現状では、保育園のニーズが高く、幼稚園のニーズが低くなっており、短期的にはこのニーズに合わせて施策の転換が必要である。更に、少子化、労働の多様化といった社会的傾向を長期的に捉え、それによってニーズがどのように変化するかを考え、幼保一元化、民営化を含め、幼稚園と保育園に対する長期的なビジョンを策定することが必要で、このビジョンに沿って事業展開を行う必要がある。	①ニーズに合わせた施策の転換について 保育園のニーズが高いのは事実だが、市立幼稚園の入園者が大幅に減少しているわけではありません。日本全体では少子化が進行していますが、日野市の幼児人口はこの10年微増の状態にあります。国の子ども子育て新システムも議論の途中であり、財源の裏付けと法改正までを含めれば、最終的結論が出るには時間がかかります。 ②長期ビジョンの策定について 平成24年度は日野市第4次行財政改革大綱の実施計画に基づき、現状の問題点の整理と今後の保育の長期的なビジョンの策定を開始します。
			本部	7	抜本的見直し	・私立幼稚園に定員割れが発生している状況や公立幼稚園が果たしてきた役割を踏まえ、市立幼稚園の統合・適正配置を検討していく。市立幼稚園は民間幼稚園の運営に支障を来たすことのないようにしなければならない。私立幼稚園と今後に向けた話し合いが必要である。 ・平成25年度導入予定の国の子ども・子育て新システムを見据え、市立幼稚園の果たすべき役割を再整理する。	
			所管部署	10	維持・継続	日野市の幼児教育のなかで公立幼稚園が果たしている役割は重要なものと言える。さらに様々な課題があるなかで公立幼稚園が取組むべきかを検討したい。	

平成23年度 日野市行政評価システム評価結果の確認調書(28事務事業)

事業No.	事務事業の具体的内容	所管課	評価区分	評価			確認調書
				今後の方向性			
				評点	判断	コメント	
30	エコライフクラブ活動支援事業経費 既存の文化財の展示調査研究だけでなく、地域に密着した資料館を目指して住民参加と行動する博物館を実現するために郷土資料館が募集したのが、エコライフクラブである。郷土資料館が指導するエコライフクラブの活動に関して、計画の立案、実際の活動の事前準備、運営などを委託し事業の円滑な実施を目的としている。引き継がれてきた郷土の文化を絶やすことなく伝えるため、昔ながらの農機具を使用し化学肥料を使わず作業をし、関連の様々な伝統行事の伝承や、収穫した食物の一般市民への還元を行っている。	郷土資料館	市民	7	抜本的見直し	参加者が少なく、資料館に近い特定の人の参加に限られており、事業の停滞感否めない。類似の農業体験事業との統合により、多くの市民が参加できる活発な事業への転換が必要である。学校教育、生涯教育の中にも明確に位置づけ、この事業の活性化を図る必要がある。	①事業の現状について エコライフクラブ事業への参加者は、地域的には、旧七生地区の方々の参加者が多いのは事実ですが、比較的遠くからの参加者もあり、小さい畑や田んぼだけれども、ミミズやカエルなどの生態や農業を使用しない農業から、土に親しみ、土に紛れる農業の偉大さや自然の営み、自分たちの手で作った作物だからこそ、一粒の米やこぼれた大豆を拾い上げ大事に扱う、物を大事にする「エコ」の学習が出来ていたと思います。 しかしながら、類似する農業体験事業との統合を図ることにより、より多くの市民の方々が参加できる活発な事業への転換が必要であると考えています。 近年、入試の場面においても、農機具の扱い方などの郷土の歴史に関わる設問が出てきています。今後は、これまで以上に学校教育との連携や、生涯教育としての位置づけなど、この事業の活性化を図る必要があります。 ②類似事業の統合について エコライフ事業は、一部プログラムの公民館事業への統合や当該団体に任せることで継続し、新しい形で「農業文化の伝承」を目指します。郷土資料館は、真の目的である市民の教養、学術・文化の向上を図るための事業に力を注ぎ、郷土文化の伝承に努めます。
			本部	7	休止・廃止	・参加人数から考えると他の事業と合同、連携あるいは統合する。 ・古い農機具を実際に使う事業を行うことは理解できるが、米作りまで公費を使って郷土資料館で行う必要があるのか。参加者にリピーターも多い。レクリエーション的の事業の感が否めない。 ・エコライフ事業は一部プログラムの公民館への統合や当該団体に任せることで、郷土資料館は真の目的である市民の教養、学術及び文化の向上を図るための事業に注力してほしい。	
			所管部署	12	拡大・充実	店頭に並ぶ農作物を自分で作ることで農業への関心を抱いてもらい、昔ながらの郷土資料としての農具を手にとり使用して自分で作る楽しさや、農業の大変さそして食べ物を大事にする食育、そして何より大人の働く姿を直接見るにより、家庭教育では出来ない学習効果が上がっている。消え行きつつある伝統行事に携わり、守る楽しさや作る楽しさを分かってもらおうこと。それが、いづれ子どもたちが大人になった際に、次世代に引継ぎ、ふるさと「ひの」を創出することは資料館の大きな使命と感じている。収穫した作物等を利用して一般市民に還元する資料館まつりや収穫祭等は郷土資料館の地域事業として根付いている。	
31	市立病院事業経費 市立病院の運営に係る一般会計負担金 (改革プランの繰出基準に基づく財政支援) 市民の健康を守るため、良質で安全な医療を継続して提供できる体制の構築を目指し、病床利用率等の達成目標数値を掲げ、経営の健全化を図る。	市立病院総務課	市民	10	効率性・有効性を改善	・市立病院改革プラン(経営健全化)の徹底 市立病院改革プランに則り、職員の意識改革や体質改善など経営改善に向けた措置が講じられている点は評価できるが、改革プランの目標数値と比較すると、平成22年度に経常収支の黒字化を実現できず、また病床利用率も改革プラン数値84.0%に対し、改善されたとはいえ78.8%にとどまる。このような進捗状況や多額の繰出金投入を勘案すると、まだまだ多くの補助金頼りの体質から脱しておらず、経営努力が不十分であると判断される。逼迫する市の財政状況からも、今後一層の経営改善に向けた収益向上・経費削減等の取組みにより、平成23年度、遅くとも24年度には公営企業会計に基づく経常収支の黒字化を実現すべく他の優良公的病院の経営実態をベンチマークとし、最大限の経営努力が不可欠である。結果によっては、病院の再編、PFI方式(民間の資金、経営・技術的能力を活用して行う新しい運営手法)の導入、経営形態の抜本的見直し等の検討が必要である。 ・進捗状況の公表・情報開示等の徹底 公立病院改革ガイドラインでは、年1回以上、実施状況の点検・評価・公表が求められている。市では半期毎に点検・評価、進行管理を実施するとあるが、市民の理解を得るべく、本事業の結果・成果・効果の公表・情報開示を逐次実施し、現状の経営状況の実態を示すべきである。また、併せて本事業に係る住民のモニタリングの実施強化も必要である。	①市立病院改革プラン(経営健全化)の徹底 改革プランの実現に向け経営の効率化を図りながら医療体制の充実、地域医療連携の強化、医療機器・労働環境の整備等とともに、これらを実現するために重要な職員の意識改革や市民への周知等幅広い項目について取り組んできたが、目標数値の達成には至っておらず、評価委員会から経営努力が不十分であるとの判断がくださった。多職種で異なる雇用形態の職員が混在する病院組織において、市立病院の存続を目指して一丸となり臨んできたが、この厳しい評価を真摯に受け止め、更なる努力が必要であることを職員ひとり一人が再認識し、引き続き経営健全化に努めます。 今後も「診療報酬の確実な確保」と「支出の削減」を重点に取り組み、平成24年度については、不在だった脳神経外科の常勤医師2名体制の実現や看護基準7対1の導入等による質の高い医療と診療報酬の増収、また、診療報酬改定への適切な対応等に努めるとともに、施設維持管理業務の委託一元化や医薬品・診療材料の一括調達等による一層の経費削減を図っていきます。 ②進捗状況の公表・情報開示等の徹底 改革プランの進捗状況は、公募市民や有識者等が委員となっている市立病院運営協議会や定期的に発行する病院報、また、市立病院応援団との活動等を通じ情報提供や意見聴取に努めています。 今後も多くの機会を設け市立病院の取り組み状況や、その成果等の発信に努めるとともに、幅広く意見を吸い上げ取り組みに反映させていきます。
			本部	11	維持・継続	・公立病院改革プランで目指した平成22年度の黒字化は実現していない。また、経営指標についても、改善は見られるがまだ目標に達していない。引き続き改革プランに基づき、経営健全化を推進する。 ・現改革プランが平成24年度に終了するため、次期改革プランの策定準備に取り掛かる。市立病院として存続を考えるならば公営企業会計全部適用を目指すべきである。	
			所管部署	12	維持・継続	昨年度に引き続き、救急車の受け入れ件数や病床利用率のアップ等目標を明確にして経営改善に取り組むとともに、委託業務の検査検収の徹底、委託業務の見直し(仕様見直し、一部直営化等)、ジェネリック医薬品・院外処方等の拡大、診療技術部門の生産性向上等の結果、一定の成果を上げることができたと認識している。しかし、市立病院を取り巻く経営環境の厳しさに変わりはなく、引き続き改革プランに基づき経営の健全化を一層進める。	